

不正防止のためのこれまでの改善策等

- (1) 文化庁の支援事業は、従来、芸術団体と結ぶ精算規定のない請負契約という方法で行っており、契約どおり事業が実施されれば、当初の契約額により支払っていた。
- (2) 平成19年度以降、芸術団体に対する全ての支援事業の契約において、精算条項及び領収書等の保管規定を設けるとともに、支出額を費目毎に区分した出納に関する帳簿（台帳）を作成し、保存することを義務づけた。（帳簿及び領収書などの提出義務はない。）
- (3) 以上のような仕組みのもとで、支払いについては、事業終了後、芸術団体から提出される事業に関する収支を報告する書類（事業完了決算書・収支計算書等）を確認した上で行う方式をとっていた。

また、提出された書類について不審な点があれば、帳簿及び領収書などをチェックしていた。
- (4) 平成21年度からは、精算時に帳簿の提出を義務づけ、これを参照しながら書類をチェックする等、支払いの際の確認を厳密に行うこととした。
- (5) 平成22年度からは、随時、領収書の提出を求めるなど、より確実に確認できるよう更なる改善を行った。

また、補助金等の適正な使用を徹底するために、芸術団体に対して手引き書（会計処理の適正化、関係書類の保管、不正受給等に対する措置等）を作成・通知するとともに、説明会での周知を行った。
- (6) 平成23年度からは、「トップレベルの舞台芸術創造事業」において、芸術団体の支払いについては原則として振込みとし、架空の領収書などを作成することができないようにした。

また、当該事業において、これまでの赤字を補填する仕組みから、補助対象経費を限定し、収支が補助額に影響しない仕組みへ変更した。